

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針 (修正後)

が修正箇所

協定項目番号	23	協定項目名	介護保険事業の取扱い
--------	----	-------	------------

調整方針	<p>1. 介護保険料については、平成17年度に策定する平成18年度からの新たな介護保険事業計画に合わせて、適切な保険料を算定し統合する。ただし、平成17年度末までは、それぞれ旧町の例による不均一賦課とする。</p> <p>2. 申請窓口については、現行どおりとする。</p> <p>3. 市町村特別給付（紙おむつ支給事業）については、合併時までに調整し、一般施策に移行する。</p> <p>4. 介護保険認定審査会については、平成18年度より組織を再編し3合議体とする。ただし、平成17年度末まではそれぞれ旧町の例による。</p> <p>5. 介護保険運営協議会については、平成18年度より委員構成を調整し新たに設置する。ただし、平成17年度末まではそれぞれ旧町の委員を統合する。</p>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容																	
項目	秦荘町	愛知川町																		
介護保険料	基準額（第3段階） 【平成16年度】 （年額）33,600円 （月額）2,800円	基準額（第3段階） 【平成16年度】 （年額）38,400円 （月額）3,200円	<p>平成17年度に策定する平成18年度からの新たな介護保険事業計画に合わせて、適切な保険料を算定し統合する。ただし、平成17年度末までは、それぞれ旧町の例による不均一賦課とする。</p> <p>介護保険事業計画 町が介護保険のサービス内容や保険料などについて介護保険法に基づいて3年毎を一期として定める計画で町高齢者保健福祉計画と一体的に策定するもの。 現在は、第二期の事業期間中であり、3年目にあたる平成17年度に内容の見直しを行い、第三期事業計画（平成18年度～平成20年度）を策定する。</p>																	
	段階別対象者等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>割合</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>基準額×0.5</td> <td>生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>基準額×0.75</td> <td>世帯全員が市町村民税非課税の人</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>基準額</td> <td>本人は市町村民税非課税で、世帯のどなたかに市町村民税が課税されている人</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>基準額×1.25</td> <td>本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>基準額×1.5</td> <td>本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人</td> </tr> </tbody> </table>			段階	割合	対象者	第1段階	基準額×0.5	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人	第2段階	基準額×0.75	世帯全員が市町村民税非課税の人	第3段階	基準額	本人は市町村民税非課税で、世帯のどなたかに市町村民税が課税されている人	第4段階	基準額×1.25	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	第5段階	基準額×1.5
段階	割合	対象者																		
第1段階	基準額×0.5	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人																		
第2段階	基準額×0.75	世帯全員が市町村民税非課税の人																		
第3段階	基準額	本人は市町村民税非課税で、世帯のどなたかに市町村民税が課税されている人																		
第4段階	基準額×1.25	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人																		
第5段階	基準額×1.5	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人																		

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	23	協定項目名	介護保険事業の取扱い
--------	----	-------	------------

秦荘町および愛知川町の現況				調整の具体的な内容																																								
項目	秦荘町	愛知川町																																										
	納期（普通徴収） 4月から3月までの12期	納期（普通徴収） 7月から2月までの8期		普通徴収の納期については、秦荘町の例による。																																								
申請窓口等	申請件数 <table border="1" data-bbox="395 620 954 871"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規申請</td> <td>63</td> <td>77</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>更新申請</td> <td>237</td> <td>258</td> <td>322</td> </tr> <tr> <td>区分申請</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>309</td> <td>344</td> <td>450</td> </tr> </tbody> </table> 申請窓口 <ul style="list-style-type: none"> ・住民課福祉係（いきいきセンター）にて受付。 ・窓口に来られた申請者に「医師意見書」を預け主治医に記入してもらうよう指導。主治医からは、郵送にて返信されてくる。 		平成13年度	平成14年度	平成15年度	新規申請	63	77	114	更新申請	237	258	322	区分申請	9	9	14	合計	309	344	450	申請件数 <table border="1" data-bbox="1064 620 1624 871"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規申請</td> <td>75</td> <td>62</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>更新申請</td> <td>236</td> <td>249</td> <td>254</td> </tr> <tr> <td>区分申請</td> <td>4</td> <td>16</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>315</td> <td>327</td> <td>310</td> </tr> </tbody> </table> 申請窓口 <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉課にて受付。 ・窓口に来られた申請者に「医師意見書」を預け主治医に記入してもらうよう指導。主治医からは、郵送にて返信されてくる。 			平成13年度	平成14年度	平成15年度	新規申請	75	62	44	更新申請	236	249	254	区分申請	4	16	12	合計	315	327	310	申請窓口については、現行どおりとする。
	平成13年度	平成14年度	平成15年度																																									
新規申請	63	77	114																																									
更新申請	237	258	322																																									
区分申請	9	9	14																																									
合計	309	344	450																																									
	平成13年度	平成14年度	平成15年度																																									
新規申請	75	62	44																																									
更新申請	236	249	254																																									
区分申請	4	16	12																																									
合計	315	327	310																																									
市町村特別給付	給付外メニュー 紙おむつ支給事業 <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象者（いずれにも該当） <ul style="list-style-type: none"> 要支援認定または要介護認定を受けている人 居宅において介護を受けている人 常時おむつが必要と認められる人 ・利用金額：月6,000円以内 （利用券による） ・利用者負担金：利用金額の10/100 	給付外メニュー なし（一般施策で対応） [一般施策] （1）介護用品支給事業 <ul style="list-style-type: none"> ・要介護1～3の認定者かつ市町村民税非課税世帯で、おむつの必要な在宅高齢者と介護している介護者に介護用品交付券（年間18,000円分）を交付 （2）紙オムツ等購入助成事業（社協で実施） <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の寝たきり高齢者および重度心身障害者（児）で社協会費を納めている者に対し、紙おむつ費用の3/4（上限12,000円）を助成（年間） 		合併時まで調整し、一般施策に移行する。																																								

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	23	協定項目名	介護保険事業の取扱い
--------	----	-------	------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項目	秦荘町	愛知川町	
介護保険 認定審査 会	合議体数：1 医療 2名 福祉 3名 保健 1名 合計 6名 任期 平成15年4月1日～平成17年3月31日 審査回数 月2回実施 （平成15年度 23回実施） 平成15年度申請件数：450名	合議体数：2 医療 5名 福祉 4名 保健 3名 合計 12名 任期 平成15年4月1日～平成17年3月31日 審査回数 月2回実施 （平成15年度 24回実施） 平成15年度申請件数：310名	合議体は3合議体とし、1合議体の委員数は6名以上とする。 旧町の委員の任期は平成18年3月31日までとし、平成18年度から 5条例等で定める委員数を選出する。 審査回数は、月4回とする。
介護保険 運営協議 会	現委員数：10名 委員構成（10名以内） 被保険者代表委員・・・3名以内 公益代表委員・・・・・・2名以内 識見を有する委員・・・5名以内 任期 平成15年7月1日～平成17年3月31日 介護保険事業計画策定委員会 設置していない （運営協議会委員を兼ねる）	現委員数：15名 委員構成（15名以内） 被保険者代表委員 保健医療福祉関係者 識見を有する委員 その他町長が認めた者 任期 平成15年4月1日～平成18年3月31日 介護保険事業計画策定委員会 設置していない （運営協議会委員を兼ねる）	委員構成は15名以内とし、内訳は愛知川町の例による。 旧町の委員の任期は、平成18年3月31日までとする。 新町の委員の任期は、事業計画期間に合わせて3年間とする。 ただし、 合併時の任期は平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。 介護保険事業計画策定委員会の委員は、介護保険運営協議会委員をも って充てる。